平成２７年（フ）第９０４２号
東京都荒川区東日暮里２丁目33―６―302
債務者　三宅　賀裕
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０４３号
神奈川県横浜市青葉区荏子田１丁目８―23
債務者　谷口久美子（旧姓相川）
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０４４号
東京都北区赤羽西４丁目35―３―201
債務者　藤田　和夫
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０４５号
東京都墨田区立花６丁目８―２―1415
債務者　安藤みづき
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０４６号
東京都北区王子４丁目１―12―501
債務者　志摩　裕史
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０４７号
神奈川県横浜市保土ケ谷区桜ケ丘２丁目52―20―205
債務者　梅崎　　遼
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０５０号
東京都江戸川区上一色１丁目２―17―101
債務者　八島すみ子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０５６号
東京都東大和市新堀１丁目1526―１―203
債務者　野口　義治
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０５７号
東京都府中市若松町１丁目16―11―205
債務者　岩本真由子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０５８号
東京都世田谷区太子堂４丁目33―９―103
債務者　池田紀久子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０６４号
東京都東久留米市滝山６丁目１―13―202
債務者　宮本　利紀
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０６５号
東京都板橋区栄町32―２―507
債務者　石川　　明
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０６６号
東京都板橋区栄町32―２―507
債務者　石川　式子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０６７号
東京都練馬区下石神井１丁目１―38―308
債務者　齋藤眞智子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０７０号
東京都荒川区東日暮里６―24―15―201、住民票上の住所秋田県秋田市河辺北野田高屋字上前田表83―３
債務者　金　　邦男
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部